

知って安心！「成年後見制度」

共生社会推進課 ☎048(456)5364

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、本人の尊厳が損なわれたりすることがないように、主に法律面で支援するのが「成年後見制度」です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

成年後見制度

法定後見制度

後見

本人の判断能力が欠けているのが通常の状態、普段の買い物なども難しい。



保佐

本人の判断能力が著しく不十分で、大切な財産の管理などが難しい。



補助

本人の判断能力が不十分で、大切な財産の管理が不安。



任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ「誰」に「何」を頼むのが決めておく制度。



市民後見人が活躍しています！

市民後見人養成講座を受講し、成年後見制度に関する知識を身に付けた人の中から、家庭裁判所が選任した人のことを市民後見人といい、現在市では、5人の市民後見人が活躍しています。

市民後見人は、同じ地域に住む人が同じ視点で支援できるため、市民目線を生かしたきめ細やかな支援を基幹福祉相談センターなどのサポートを受けながら行っています。

市民後見人の声 ～寄り添って尽くしていく～

会話が苦手なAさんは、私との面会では横を向いて我慢している様子でした。担当ケアマネジャーさんに相談したら、Aさんは音楽が好きとのことで、Aさんの前で趣味の二胡や三味線を弾いてみました。するとAさんはこちらを向いてニッコリと笑い、「良かった」と安心の声も聞けました。これからもケアマネジャーさんのサポートも受けながら、市民後見人としてAさんを支援し「お嫁さんのように」寄り添って尽くしていきます。



▲市民後見人 加藤さん

成年後見制度利用促進講演会・障がい者理解促進事業（書道ワークショップ）を開催

成年後見制度の利用促進と任意後見制度についての講演会を実施するとともに、障がい者理解促進事業（書道ワークショップ）を開催します。

とき 12月9日(土) ①講演会:13時～14時(受付:12時30分～)

②障がい者理解促進事業(書道ワークショップ):14時10分～15時40分

ところ 総合福祉センター

対象 ①どなたでも ②字を書くことが好きな市内在住の人

▼②は汚れてもよい服装でお越しください。

定員 ①50人 ②20人(申込み多数の場合は、障がいのある人を優先)

講師 ①平澤 純ひらさわ じゆんさん(司法書士) ②安田 有吾やすだ ゆうごさん(書楽家)

申込み・問合せ 基幹福祉相談センター ☎048(456)6021

▼申込方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。



◀市ホームページ



▲平澤さん



▲安田さん